

## 一般廃棄物収集運搬業務委託契約仕様書

本業務の実施に当たっては、別に締結される業務委託契約書とこの仕様書にもとづき、審議を重んじ誠実かつ良心的に業務を実施するものとする。

### 1 業務を行う施設名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島市交通局	鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号
新栄営業所	鹿児島市新栄町 2 2 番 2 8 号
新栄バス整備工場	鹿児島市新栄町 2 0 番 1 2 号
浜町車庫	鹿児島市浜町 3 番 1 8 号
伊敷団地休憩所	鹿児島市西伊敷 7 丁目 3 4 番 1 0 号
慈眼寺休憩所	鹿児島市慈眼寺町 1 6 番 1 号
主田橋休憩所	鹿児島市宇宿 5 丁目 1 番 2 号

### 2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 3 作業時間

毎週火・金曜日（年末年始を除く。）の 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分の間

### 4 作業内容

一般廃棄物及び資源物を下記種別に従い、運搬先へ運搬すること。

種別	運 搬 先	月平均排出予定数 (45ℓ/袋)	運搬回数
可燃物	鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市北部清掃工場	4 6 6	月 8 回 (週 2 回)
不燃物	鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市横井埋立処分場	0	
ペットボトル	鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市リサイクルプラザ	7 2	
プラスチック容器類	鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市リサイクルプラザ	4 4	
缶・ビン	鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市リサイクルプラザ	5 6	

※ 但し、排出予定数は令和 5 年度及び 6 年度実績をもとにした月平均の「見込み」であり、排出予定数の変動は異議のないものとする。

## 5 一般事項

- (1) 受注者は、この仕様書に記載された事項について、作業員に徹底させること。
- (2) 受注者は、業務を処理するにあたって、その作業員に不都合な点があると発注者から指摘があったときは、速やかに是正するとともに、その他必要な措置を講じること。
- (3) 受注者は、業務員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
- (4) 受注者は指定された日時に運搬ができないときは、その理由と代替日を係員に報告すること。
- (5) 受注者は、契約締結後、速やかに業務員名簿（住所・氏名・年齢・自動車運転経験年数及び採用年月日等を記載。）を発注者に提出するものとし、業務員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

## 6 業務員における遵守事項

業務員は、下記事項を遵守すること。

- (1) 常に服装を正し、言語、態度に気を付け、他人に不快の念を与えないように努めること。
- (2) 各一般廃棄物及び資源物置場を清潔かつ衛生的に保つとともに、運搬先までの道路上に一般廃棄物及び資源物を散乱させないこと。
- (3) 業務終了の際、各一般廃棄物及び資源物置場の後片付けを行うこと。
- (4) 業務中に上記敷地内で接触事故を起こしたときは、速やかに係員に届けること。
- (5) 業務中に器物を破損したとき、又は造作、備品などの破損箇所を発見したときは、速やかに係員に届けること。

## 7 費用負担区分

この業務に要する人件費、車両用具、燃料費、ごみ処分手数料は受注者の負担とする。

## 8 その他

この仕様書に記載のない軽微な事項であって、衛生の保持又は交通局ごみ置場の管理上必要と認められる事項は、係員の指示に基づき、適正に処理すること。

## 9 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

(3) 発注者は、(2) の結果、受注者の本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。